

傷害保険について

NPO 法人たかつき市民カレッジでは、受講生の皆様が安心して活動して戴くために、下記の様な傷害保険に加入しております。

① レクリエーション保険

この保険はレクリエーション行事参加者(主に受講生)がレクリエーション行事参加中(主に受講中)にけがをされた場合に保障されます。(主催者も含まます)

※この保険には賠償責任保険はありません。賠償責任保険は当法人が対象の「統合賠償責任保険」のみとなります。

補償内容(原則としてカリキュラムに掲載された活動及び往復の通学途上に限ります)

死亡保険(1名につき)	200万円	事故の日から180日以内にその事故が原因で死亡したとき
後遺障害保険金(1名につき)	200万円	事故の日から180日以内にその事故が原因で後遺障害が発生したとき
入院保険金(日額)	3,000円	入院して医師の治療を受けたとき(事故日から180日限度)
通院保険金(日額)	2,000円	通院により医師の治療を受けたとき(事故日から180日以内の通院に対して90日限度)

- カリキュラムの範囲内での班別研究活動は対象になりますが、クラスアドバイザーが認め、事前に届け出と終了後の報告書が必要です。グループでの単独活動は対象になりません。
- 通学の往復途上と認められない場合は対象になりません。
- 飲酒・酒気帯び等での事故は対象にならない場合があります。
- クラブ活動は対象になりますが、事前の届け出と終了後の報告書が必要です。
- 通学は公共交通機関・徒歩・自電車が原則です。自動車や原付などの交通手段は対象になりません。

※活動中にケガなどの事故が発生した場合は応急処置のうえ、直ちにクラスアドバイザーへ連絡して下さい。(その後に事務局へ連絡をして戴きますが、1ヶ月以上経過後の報告は保険手続等の対応は行いません)

② 統合賠償責任保険 (法人としての当カレッジが対象となります)

(対象となる活動) NPO 法人たかつき市民カレッジが主催する活動。

又は、当法人が命ずるところにより会員が始動する活動。

保障内容(法律上の賠償責任を負った場合に適用されます)

- (1) 対人・対物賠償 2億円
- (2) 保管財物 1000万円限度
- (3) 人格権・宣伝侵害 2億円(宣伝侵害は1000万円)限度